

しまね地産地消推進店認証制度

1. しまね地産地消推進店認証制度とは？

島根県では、地産地消推進の観点から平成26年11月に「島根県地産地消促進計画」を策定しました。策定するにあたり、県内在住者に向けて地産地消に関する意識調査を行ったところ、県産品について「今、地域で何が生産されているか」、「旬の食材は何か」、「どこで購入できるのか」などの情報が十分に届いていないという声が寄せられました。

本制度は、具体的な目標を掲げて地産地消に取り組む量販店を「しまね地産地消推進店」として認証し、ホームページ等による情報発信やPRを実施することで、県産品を購入したいという消費者と推進店を結びつけ、県民の個人消費の拡大へ繋がりたいと考えています。

2. 認証の対象は？

島根県内において営業し、一般消費者を対象に食品を販売する量販店が対象です。
(なお、農林水産物の直売所と認められる店舗は対象となりません)

3. 認証の要件は？

次の①～⑤の基準を全て満たす必要があります。
認証申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。

①組織化した取組の実施

店舗が農業生産者等（会員）を組織化し、地産地消の推進のための目標を掲げ、その達成に向け、農業生産者等（会員）と協力・連携し取り組んでいること。

既に組織化されている農業生産者等（会員）と協力・連携する場合は、自らが主体となり取り組んでいること。

②具体的目標の設定

地産地消の目標については、具体的なものとし、自ら積極的に取り組むとともに、それらの目標や活動を消費者へ公表していること。

③常設コーナーの設置

年間を通して店内に県産品を扱う専用の販売コーナーを常設し、県産品である旨を消費者に分かりやすく表示し販売すること。

④PRの実施

地産地消のためのフェアやイベント等を年に複数回実施するとともに、自ら積極的に推進店であることのPRに努めること。

⑤その他

「しまね・ふるさと食の日」等の県が取り組む地産地消の推進のための施策に協力できること。



4. 認証後は？

認証されると

- ・ 認証書の掲示や、推進店であることのPRやフェアが行えます。
- ・ 島根県しまねブランド推進課のホームページ等で、推進店のPRを実施します。
- ・ 登録の有効期間は3年間です。



5. 認証の申請は？

- ・ 下記の受付にて今年度は平成28年2月19日(金)まで受け付けています。
- ・ 申請内容について、事前に確認させていただきますので、一度ご相談ください。

◆ 認証要綱や申請書など、登録に必要なものは、

ブランド推進課のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/chisan/suisinten.html>)



お問い合わせ・申込み先

○島根県しまねブランド推進課 農林水産品グループ 進藤

住 所：〒690-0001 島根県松江市殿町1

メール：tisantishou@pref.shimane.lg.jp

電 話：0852-22-6398

○しまね地産地消推進店の認証手続フロー

